

令和8年度東京都児童相談体制等検討部会 第2回

<議事要旨>

1 会議概要

(1) 開催日時

令和8年7月24日(金) 午前10時00分から午前12時00分

(2) 開催方法

対面開催

2 議事

(1) ワーキンググループにおける検討項目について

資料P3-6をもとに、事務局より今年度のワーキンググループにおける検討項目(案)及び今後のスケジュールについて説明し、意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ 性的虐待の統一的な対応については、都児童相談所(以下「児相」と記載)・各区児相において、既にガイドライン等が作成されているところもあるため、これらのすり合わせを行うとともに、子供家庭支援センター(以下「子家セン」と記載)が性的虐待の通告を受けた際に、児相への送致・援助要請を行う流れが分かるよう、東京都全体の基本的な対応の流れの整理を行うとよい。(都児相)
- ・ 性的虐待は件数が少なく、いざ対応する際に判断に迷うことがあるため、子家センも児相も動きをよく把握しておいたほうがよい。(都児相)
- ・ 性的虐待対応は、個性性が高く標準化が難しい面もあるが、協同面接のルールが確立されていない印象がある。警察・検察の担当者によって理解度や考え方が様々であるため、一定の標準化を行い、都児相・区児相の共通認識を持てるとよい。ワーキンググループで児相側の意見を取りまとめ、警察・検察・児相の会議において調整できるとよい。(区児相)
- ・ 性的虐待対応は、対応件数が少ない所では、研修を受けた職員が経験を積みにくい状況にある。共通認識を持つため、例えば児童相談センター職員が区児相の性的虐待ケースの面接に同席し、面接終了後に助言を行うことで、全体の共通化を図る仕組みも考えられる。(区児相)
- ・ 子家セン間のケース移管については、こども家庭庁の要保護児童等に関する情報共有システムが利用しづらいこともあるが、ほとんど活用されていない自治体もある。都内・他県を含めたケース移管を見据え、共有システムの活用方法や、活用が進まない要因についても検討する必要がある。(都児相)
- ・ 要保護児童等に関する情報共有システムについて、こども家庭庁は、使いにくさを解消し全国の子相・区市町村で活用できるよう、令和9年度の更改に向けて動いているため、その動向も踏まえて検討してほしい。(都児相)

- ・ スーパーバイズ（SV）機能については、所管の子家センと児相のやり取りだけでは「どちらが対応するか」で行き詰まる場合がある。所管同士での相談を前提としつつ、行き詰まった際に一緒に考えられる外部 SV が活用できるような仕組みも議論できるとよい。（都児相）
- ・ 児相と子家センの連携については、どちらが対応するかで議論となる事例を把握し、定期的に振り返る機会を組織的に設けることも一つの方法である。（都児相）
- ・ ワーキンググループの検討項目はいずれも重要であり、スピード感を持って進めてほしい。2 か年計画ではあるが、成果物作成後の令和 10 年度から開始ではなく、令和 9 年度に取りまとめたものについて、できるところから試行・実践していけるとよい。（都児相）

（２）共同企画研修等の今後の実施内容の方向性

資料 P8-9 をもとに、事務局より共同企画研修等の今後の実施内容の方向性について説明し、意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ 共同企画研修について、区部が会場となることが多く、島しょ部だけでなく市町村部も、参加が難しい。オンデマンド配信に加え、会場を市町村部に分散するなど、市町村部からも参加しやすい研修形態を検討する必要がある。（都児相）
- ・ 中堅層強化の共同企画研修では、昨年度のアンケートで「トラウマインフォームドケアの理論や支援者支援の重要性を学べた」「様々な立場の方と意見交換できた」等の意見があった。今年度は児童福祉司の課長代理の置かれている状況や困難に感じていることを踏まえて研修内容を検討しているところである。また、今年度は対象者に心理の課長代理も加え、トラウマインフォームドケアの視点で助言を得られる仕組みとし、3 回は児相関係、2 回は区市町村子家センを対象に実施していく。（都児相）

（３）人事交流等の枠組みの方向性

資料 P11-15 をもとに、事務局より人事交流等（長期派遣・短期派遣）の枠組みの方向性、実態調査結果及び相互派遣職員のフォローアップ状況について説明し、意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ 長期派遣について、当区は現在も都児相へ派遣しており、今後も積極的に派遣したい。児相の専門性を学ぶことは貴重な経験であり、子家センに戻った際に有効である。可能であれば、当区を担当するエリアへの派遣受入れが理想であり、顔の見える関係の中でより連携が図れると考えるので、検討いただきたい。また、短期派遣の中で保護所見学が行われるのはありがたい。子家セン職員が一時保護所をよく知ることは、日々の支援を行う上で有効である。（子家セン）
- ・ 当区は都へ 1 名派遣し、都からも派遣を受入れている。派遣職員は、当初は新しい環境に慣れるまで戸惑いを感じる場面もあったが、都のフォロー体制が整っており、現在はとても勉強になっていると聞いている。派遣元の定例帰庁日については、目的設定や時間の確保が十分でない面があり、今後の課題と考えている。都から来る職員はベテランで都の状況も聞くことができ、よい刺激となっている。（区児相）

- ・ 当区は都への長期派遣を以前から実施しており、今年度から都からの派遣も受入れている。派遣を経験した職員が主査・係長となることで、互いの組織の特徴を理解し合えるようになった。例えば、ケースの振り分けの場面でも、リスク判断を一緒に行った上で相談でき、円滑な話し合いができています。互いの組織の土壌を知る職員が増えていくのは重要であり、継続してほしい。(子家セン)
- ・ 区市町村から都児相への派遣は盛んだが、児相から子家センへの派遣は圧倒的に足りていない。児相職員も子家センの立場ややり方を学ぶ必要があり、派遣が増えていくとよい。(都児相)

(4) 子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性

資料 P17 をもとに、事務局より子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性について説明し、意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ 検討に当たっては、その前提として「子家センの専門性とは何か」「寄り添い支援とは何か」をきちんと共有してから始めないと曖昧になる。現場の実務に合わせて整理しないと成果物が実務に生かされないため、出発点のすり合わせをしっかりと行ったほうがよい。(都児相)
- ・ 心理職が配置されているもののケースワーカー化し、専門性が生かされていないことについて、職員も懸念を持っている。心理職がやりがいをもって子家センで勤務できる体制の在り方について、共通課題として検討してほしい。(区児相)
- ・ 当区は心理職を各機関に配置している。例えば友人同士の比較的軽度の性的被害等で、子家センとしては児相につなげたいが保護者が児相を拒否する場合、子家センの心理職が継続して対応せざるを得ないことがある。そのようなケースにおいては、アセスメントや見立て、専門的助言等に関する支援の充実が求められることから、心理専門支援員の助言やアセスメント場面への児相職員の関与の在り方について、ワーキンググループで検討してほしい。(子家セン)

(5) その他

① 専門相談窓口の受付状況

資料 P19 をもとに、事務局より専門相談窓口の受付状況について報告した。

【主な意見】

特段の意見無し

② 今後のスケジュール

資料 P20 をもとに、事務局より今後のスケジュールについて説明した。

【主な意見】

特段の意見無し